

第 6746 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 8月 19日 木曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 本店が移転した場合の調査

**Q** : 本店が移転した場合の調査手続きが改正になったとか。どのようになったのですか？

**A** : 次のような取扱いになりました。

### 【解説】

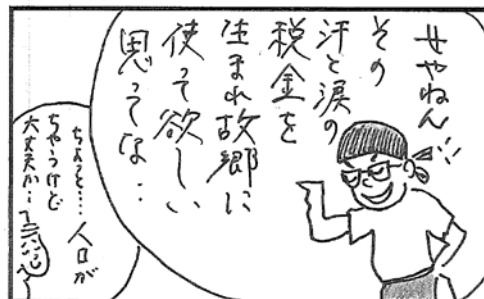
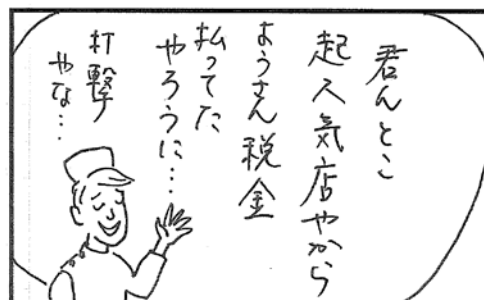
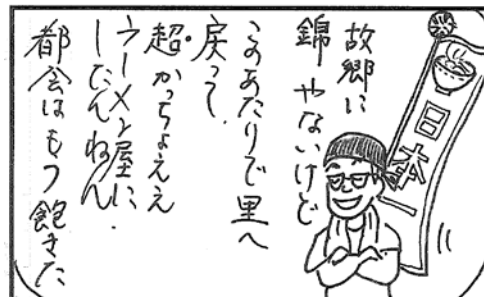
国税庁では、国税通則法の一部が改正され、納税地の異動があった場合の質問調査権の行使主体が整備されたことに伴って、さきごろ国税の調査等の関係通達を一部改正しました。

主な内容は次のとおりです。

法人税等や消費税の調査通知があった後に法人が本店の移転等をしたことによって納税地が異動した場合は、必要に応じて異動前(旧納税地)の所轄税務職員等が異動後(新納税地)の税務職員等に代わって、その調査通知に係る調査において、質問検査権を行使することができることとなりました。

この取扱いは、令和3年7月1日以後、新たに開始する調査、反面調査からとなっています。

また、旧納税地の税務署が調査を行う場合は、調査通知で示された調査対象の税目、課税期間に限定されないとし、たとえば、実地調査において、調査通知をした課税期間以外の課税期間について非違が疑われる場合には、その調査通知をした課税期間以外の課税期間についても、その調査通知をした課税期間と併せて、異動前の納税地を所轄する税務職員等が質問検査等を行うことができるとしています。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】